

ワンニャン譲渡制度のご案内

神戸市動物管理センターでは、飼い主がやむを得ない理由で手放した猫や、保護収容された後に飼い主のみつからない猫の新しい飼い主を募集しています。

■譲渡の対象となる猫■

下記に該当する猫のうち、譲渡に適すると判断された猫が対象となります。

- ・ 神戸市が引き取った猫のうち、譲渡について元の飼い主に了解を得ているもの
- ・ 神戸市が保護収容した猫のうち、保管期間が終了しても、飼い主が判明しなかったもの



■猫を譲り受けることができる方■

下記に記載している「譲り受け希望者の譲渡決定基準」を満たしており、事前の確認で、新しい飼い主に適すると判断された方が対象となります。

■譲り受けまでの流れ■ フローチャートを参照してください



- ① 各衛生監視事務所又は動物管理センター窓口、もしくは神戸市ホームページより「猫の譲り受け申請書」を入手いただき、必要事項をご記入の上、動物管理センターに提出してください(郵送・FAX可)。
- ② 申請書の内容に基づき、ご自宅の訪問調査を行い、譲渡の可否を判断しその結果をお知らせします。
- ③ 譲渡可の結果を受けた方は、動物管理センターで開催する譲渡前講習会(別途案内)を受講してください。
- ④ 講習会受講後、譲渡対象猫とのお見合いを行い希望する猫を選べます(希望者多数の場合は抽選となります)。

☆ 希望する猫がいなかった場合でも、講習会受講後であれば、譲渡可決定通知から半年間は、猫を選んでいただくことができます。※再申請により延長可能

■譲り受け希望者の譲渡決定基準(抜粋)■

- ① 兵庫県内に在住していること。
- ② 動物を飼育できる環境の家に居住していること。
 - ・ 一戸建て住宅(自己所有)にあつては、動物を飼育できる場所が確保されていること。
 - ・ 集合住宅及び賃貸住宅(一戸建て含む)にあつては、動物の飼育ができることが管理規約等で明記されており、かつ動物を飼育できる場所が確保されていること。
- ③ 屋内で飼育すること。
- ④ 申請者が申請日において20歳以上74歳未満であること。
ただし、65歳以上74歳未満の場合は、65歳未満の同居者もしくは近隣に在住の親族等が、申請者が動物を飼えなくなった場合に代わって当該動物の管理を行なう旨の誓約書を提出できること。
- ⑤ 動物の飼育に関して、同居家族全員の同意があること。
- ⑥ 将来引越し、転勤等の可能性があり、そのことにより動物が飼えなくなる恐れがある場合は、当該動物の飼育を任せられる人がいること。
- ⑦ 現在、譲渡を受ける動物と同種類の動物を2頭以上飼育していないこと。
- ⑧ 譲渡を受ける動物の繁殖制限対策(不妊去勢手術等)を行うことに同意すること。
- ⑨ 譲渡を受けた後、神戸市が実施する飼育調査に協力することに同意すること。

神戸市動物管理センター

神戸市 ワンニャン譲渡

検索

〒651-1102 神戸市北区山田町下谷上字中一里山14-1
TEL : 078-741-8111 FAX : 078-741-8035
E-mail : kobe_douka@office.city.kobe.lg.jp